

令和6年度事業計画書

社会福祉法人多賀町社会福祉協議会

令和6年度事業計画

基本方針

新型コロナウイルスは感染症法上の位置づけが、令和5年5月8日から「5類感染症」へ移行されたことで、日常が少しずつコロナ前に戻ってきました。

しかしコロナ禍による影響に追い打ちをかけるように、物価の高騰などにより、経済格差や貧困問題の深刻化など福祉を取り巻く環境も大きく変化し、課題は一層複雑、多様化しています。

それは生活福祉資金コロナ特例貸付でも実感できることで、令和5年1月から償還が始まりましたが、償還免除や償還困難者に対する個別相談対応が新たな課題となっています。

生活困窮者自立支援事業や地域福祉権利擁護事業においても、支援の内容も複雑多岐にわたり、令和5年8月より弁護士による無料相談会を月1回実施しています。

今後も引き続き、地域住民をはじめ、福祉組織・関係機関との協働によって、生活課題の解決に取り組み、「みんなの絆で支えあう 安心と温もりのある福祉のまち」（多賀町地域福祉計画基本理念）の推進と、多賀町社会福祉協議会が、「あなたが主役 おたがいさまの地域づくり」（多賀町地域福祉活動計画基本理念）を目的としている地域福祉の推進に取り組みます。

また令和6年1月1日に発災した「令和6年能登半島地震」では、甚大な被害により、被災地は過酷な状況下におられます。

多賀町に暮らす私たちは、このような大規模災害を教訓にして「私たちに今出来ること」を考え行動に移すときかと思えます。

多賀町地域防災計画では、社会福祉協議会が災害ボランティアセンター運営を担うと位置づけられていますが、社会福祉協議会職員の初動体制がとれていない現状にあるため、災害発生時の職員初動マニュアル作成を急ぎ、多賀町役場、特に福祉保健課と連携し体制整備を進めます。

令和6年度は、第3期地域福祉活動計画策定に向けた準備年であり、第2期同活動計画進捗状況の点検・評価を行う観点から、今年度事業計画も整合性を持たせた構成としています。

コロナ禍約4年間で地域の実情、住民の意識、社会情勢も様変わりしています。

集まれないために出来なかった事業もあります。

生活支援コーディネーターを中心に地域に出向き、地域福祉活動推進のため福祉保健課と連携し活動を進めます。

基本目標 (第2期地域福祉活動計画を引き続き準拠)

- 1 地域福祉の推進に向けた担い手づくり
- 2 地域での暮らしを支える体制づくり
- 3 安心の地域づくり

基本目標1 地域福祉の推進に向けた担い手づくり

第3期地域福祉計画
基本目標1
地域福祉の多様な担い手育成

(1) 福祉の意識啓発と地域ぐるみの福祉教育の推進

体験型の福祉学習を提案し、引き続き学校と連携をとり事業を進める。

- ・小学校福祉学習
車いすバスケットボール体験から学ぶ
手紙でつながろうプロジェクト
- ・中学校福祉学習
学校と協議し取り組み内容を検討

福祉活動啓発

コロナの影響により地域・団体の行事が縮小・簡素化され、つながりの希薄化が危惧される。

次代を担う子どもたちが自分たちの暮らす地域や多賀町の実情を知るため、多様な関係機関と連携し、学校へのゲストティーチャーの派遣など支援をします。

★令和6年度、第3期地域福祉活動計画策定準備年。

多賀町地域福祉計画が令和6年度から5カ年策定され、これに追随し令和8年度第3期地域福祉活動計画策定に向け、上半期に委員の選任、業務委託会社との年間スケジュール調整をします。

(2) 地域を支える担い手の拡大、連携強化とリーダーの育成

令和6年1月能登半島地震の発災や過去に各地で起きた災害を教訓として、地域ならではの「つながり」がいかに重要かを考える機会になりました。

有事の際だけではなく、平常時から誰一人放っておかない地域づくりを目指し、住民一人ひとりが「つながり」の大切さを意識するため、「暮らしを守る、つながりを絶たない」など、目標とするテーマを決め、リーダー養成を目的に研修会を開催し、「いざという時」に「互助」が発揮できる担い手の育成を進めます。

地域の課題は、それぞれに違うため、自分たちの暮らす地域にある課題を掘り起こし、その課題解決に向けた話し合いを提案します。

幅広い世代で話し合える内容を提案し、住民参加型の話し合いから、「担い手」を拡大し、リーダーの育成をすることを今年度以降継続した取組とし、社会福祉協議会単独の研修ではなく、提供する側も「つながる」ことを重要として、行政と連携した担い手の育成に取り組みます。

- ① 福祉会組織機能の強化
- ② 自治会活動支援と担い手の育成
- ③ 子育てサポーター養成講座
- ④ 地域福祉を進めるための人材育成
- ⑤ 困りごと支援サービス事業維持のためボランティア確保
- ⑥ 学生の福祉活動支援
- ⑦ 次世代の担い手育成

(第2期地域福祉活動計画基本目標1)

基本目標2 地域での暮らしを支える体制づくり

第3期地域福祉計画

基本目標2

絆を強めるための地域の仕組みづくり

(1) 交流の場・居場所づくり

① 地域サロンの活動支援

令和5年度5類感染症移行後、積極的に活動再開。

生活支援コーディネーターによる活動支援、状況確認、実施主体である各福祉会との連携を継続します。

★今後の予定 高齢者に限定しないサロン展開呼びかけ

男性サロン(南後谷にて実施)・子育て親子の参加など

② ふれあいサロン(ふれあい食堂)

ふれあいの郷いきいきホールを会場に、課題を抱える世帯や人など誰もが自由に出入りできる居場所の開催

③ オレンジカフェ再開

コロナ禍で外出機会が減るなど、環境が一変したことにより特に高齢者には身体機能の低下や認知機能の低下が懸念されました。

デイサービスや、予防教室、サロンなどに参加できず困っておられる世帯を地域包括と連携して訪問し、オレンジカフェの啓発を進めます。

介護家族と当事者が一緒に参加し、出かけることを習慣づけ、介護が必要になれば混乱なく移行できることを目指します。

※認知症キャラバンメイトにも協力をお願いしたい。

(2) 地域の暮らしを支えるネットワークづくり

① 安心の見守り支援

多様な人による声掛け、見守りによって対象世帯との関係性を築き、生活上の悩みや困りごと、体調の変化などに気付き、関係機関と連携をとります。

月1回民生委員の協力による見守り訪問

福祉会組織による「おたがいさま」の安否確認

社協職員による週1回から月1回以上の定期訪問

② 地域における支え合いの仕組みづくり

コロナ禍を経験し、新たな支え合いの仕組みが構築されました。

5類に移行したことで、サロンも再開し、見守り活動も継続されています。

地域の実情に合わせて、無理のない活動が継続して展開できるよう生活支援コーディネーターが定期的な情報の発信・提供に努めます。

③ 行政との連携

第3期多賀町地域福祉計画に追随し、「住民のため、地域のため」に持続可能な事業展開ができるよう努めます。

(3) 地域が主体となる生活支援の推進

基本目標1(2)において「地域を支える担い手、リーダーの育成」について今後の計画を掲載していますが、県下でも高齢化率が高い多賀町で既に課題となっている次のことについて、トップダウン型の話し合いではなく、地域が主体となって懇談会を開き、課題解決に向けた取り組みを進めていただけるよう、福祉保健課と連携して取り組みます。

2019年から3カ年、大字多賀区で住民の協力により取り組んだ「おたがいさまの仕組みづくり」を参考にします。

【課題】 粗大ごみ、資源ごみ、一般ごみなどのゴミ処理について
除雪について
運転免許返納に伴う移動および買い物支援について

暮らしの中の困りごとの大きな課題であるこの3点は、待ったなしの課題であり、地域が主体となり、地域に暮らす全ての住民が、課題を「我が事」として捉え、住民それぞれが役割を分担し地域ごと、集落ごとに新たな取り組み、新たな仕組みが出来るよう行政、各関係機関など多様な方々と連携し一緒に考えます。

こうした取り組み、仕組みづくりが災害に強いまちづくりにもつながり互助の大切さが能登半島地震からの教訓となればと考えます。

基本目標3 安心の地域づくり

第3期地域福祉計画

基本目標3

地域共生社会の実現に向けた福祉基盤整備

(1) 地域ぐるみの防災活動の推進

※前年度の事業計画を継続します。

基本目標2(3)に記載内容の事業を福祉保健課と連携し実施

- ① 災害時要支援者台帳の管理および災害発生時の支援体制強化
- ② 緊急時職員初動体制のマニュアル作成
- ③ 集落単位での防災体制強化
- ④ 災害発生時の支援体制強化

(2) 権利擁護の推進

伴走型個別対応が主の事業

- ① 地域福祉権利擁護事業の啓発、推進
- ② 生活困窮者自立支援事業
- ③ 認知症対策の推進
- ④ 権利擁護サポートセンターの活用

(3) 情報提供・相談支援

- ① ホームページリニューアル
- ② 最新情報提供とふくしたが発行にて社協活動紹介
- ③ 心配ごと相談、弁護士無料相談にて、毎月2回の相談体制確保

(4) 社会福祉協議会の経営基盤強化

第2期地域福祉活動計画には、「公共性の高い非営利・民間の福祉団体として5つの理念を踏まえ経営基盤強化を図る（下枠内）」としている。

- ① 地域住民を主体とした「ともに生きる豊かな地域社会」の実現
- ② 誰もが人格と個性が尊重され、その人らしい生活を送ることができる福祉サービスの実現
- ③ 地域住民および福祉団体など多様な関係者の協働による包括的な支援体制の構築
- ④ 地域生活課題に基づく先駆的・開拓的なサービス・活動の創出
- ⑤ 持続可能で責任ある自律した組織経営

また、以下の5項目についても重要要素とし強化に努めます。

- ① 人材の確保・育成・定着
- ② 行政との連携強化
- ③ 財務管理と自主財源の確保
- ④ 組織のガバナンス強化、透明性の確保
- ⑤ 災害に備えた組織づくり

令和6年度年間事業予定

* 書面決議

4月 令和6年3月に実施される町長・議会議員選挙に伴い、本会理事・監事に異動が生じる場合

評議員への書面決議により 理事・監事の選任決議

評議員に交代または辞任が生じる場合

理事への書面決議 → 評議員選任・解任委員会開催

* 監 査

5月 令和5年度決算監査

* 理 事 会 定例会 6月・3月

* 評議員会 定例会 6月・3月

その他

- ・福祉推進員研修会
- ・第3期地域福祉活動計画策定準備委員会委員選任
※業務委託コンサルティング会社「ぎょうせい」打ち合わせ
- ・平和のつどい 令和6年 8月10日(土) 10:00～
- ・福祉のつどい 令和6年10月24日(木) 10:00～
- ・第I期子育てサポーター「ほっとママ」による活動推進のため、福祉保健課保健師と連携